

『高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画』における 第1回「再編に関する基準等」の再検討に係る意見交換会

日時：令和7年2月13日（木）
午後2時15分～4時15分
会場：長野県庁8階教育委員会室

次 第

1 開 会

2 県教育委員会挨拶

3 自己紹介

4 会議事項

(1)再編に関する基準等の適用期間

(2)都市部存立普通校、都市部存立専門校、中山間地存立校の学校規模及び基準

(3)基準に該当した場合の選択肢

(4)中山間地存立特定校の基準

(5)「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合

5 連絡

今後の進め方について

6 閉 会

『高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画』における 「再編に関する基準等」の再検討に係る意見交換会 開催要綱

(目的)

第1 県教育委員会が、「再編に関する基準等」の再検討を行うにあたり、有識者や様々な立場の方々から幅広く意見を聴くため、「再編に関する基準等」の再検討に係る意見交換会（以下、「意見交換会」という。）を開催する。

なお、意見交換会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 意見交換会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 再編に関する基準等の適用期間
- (2) 都市部存立普通校、都市部存立専門校、中山間地存立校の学校規模及び基準
- (3) 基準に該当した場合の選択肢
- (4) 中山間地存立特定校の基準
- (5) 「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合

(構成員)

第3 意見交換会の構成員は、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が依頼する。

(開催期間及び回数)

第4 意見交換会は、令和6年度から令和7年度までの間に2回程度開催するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月29日から施行する。

「再編に関する基準等」の再検討に係る意見交換会 構成員名簿

区 分	氏 名	所属・役職
有識者	藤井 善章	国立大学法人 信州大学 教授
	秋葉 芳江	公立大学法人 長野県立大学 教授
市町村会	柳田 清二	長野県市長会 総務文教部会 部会長
	山村 弘	長野県町村会 総務文教部会 部会長
市町村教育委員会	近藤 守	長野県市町村教育委員会連絡協議会 会長
保護者 (PTA)	松本 正一	長野県高等学校 PTA 連合会 会長
	竹内 由貴	長野県 PTA 連合会 理事
教職員	近藤 正	長野県高等学校教職員組合 書記長
	近藤 拓也	長野県教職員組合 執行委員
産業界	聲山 典生	一般社団法人 長野県経営者協会 事務局長

※敬称略

「再編に関する基準等」の再検討について

高校再編推進室

○再検討に至った経緯

第 1114 回長野県教育委員会定例会公表資料の通り（参考資料 5 ページ）

○再検討の経過と今後の予定

令和 6 年 9 月～	・高等学校校長会、中学校校長会から意見を伺いながら県教育委員会が原案を作成 ・外部（有識者及び各団体）に協力依頼
令和 7 年 1 月上旬	外部（有識者及び各団体）に対し原案提示
<本日>	第 1 回意見交換会開催 （有識者及び各団体代表者参集、公開で開催） 原案について意見交換
予定 2 月～3 月	・第 1 回意見交換会を踏まえ、修正案を県教育委員会で検討 ・パブリックコメント実施・集約
3 月～4 月	・中学生、高校生の意見集約
4 月～5 月	・パブリックコメント及び生徒の意見を含めた修正案を県教育委員会で検討 ・外部（有識者及び各団体）に対し修正案提示
5 月～6 月	第 2 回意見交換会開催 （有識者及び各団体代表者参集、公開で開催） 修正案について意見交換
7 月～8 月	・第 2 回意見交換会を踏まえ、最終案を県教育委員会で検討 ・教育委員会定例会に「再編に関する基準等について（改訂版）」を提案 ・「再編に関する基準等について（改訂版）」を公表
令和 8 年度からの適用を目指す	

「再編に関する基準等」に係る整理事項

- 本基準は、令和 12 年（2030 年）3 月を完了目標として推進している「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画」（第 2 期再編）におけるものである。
- 本基準は、再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するものであり、現在行っている再編・整備計画は、本基準と切り離して引き続き進めていく。
- 第 2 期再編後の新たな再編や基準等の必要性については、社会情勢や地域、産業界等の意見を踏まえ、検討する場の設置を含め引き続き考えていく。

再編に関する基準等について <原案>

※網掛け部が変更箇所

本基準は、令和12年(2030年)3月を完了目標として推進している「高校改革～夢に挑戦する学び～再編・整備計画」(第2期再編)におけるものであるため、その適用も令和12年(2030年)3月までとする。また本基準は、再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するものであり、現在行っている再編・整備計画は、本基準と切り離して引き続き進めていく。

第2期再編後の新たな再編や基準等の必要性については、社会情勢や地域、産業界等の意見を踏まえ、検討する場の設置を含め引き続き考えていく。

1 「都市部存立普通校」の基準について

- 募集定員240人以上が望ましく、さらに規模の大きさを活かせる募集定員320人規模の学校の設置も目指す。
- 規模が縮小し、在籍生徒数が520人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②募集停止のいずれかの方策をとる。

2 「都市部存立専門校」の基準について

- 募集定員120人以上が望ましい。
- 規模が縮小し、在籍生徒数が280人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②募集停止のいずれかの方策をとる。

3 「中山間地存立校」の基準について

- 募集定員80人以上とする。
- 在籍生徒数が120人以下の状態、もしくは、在籍生徒数が160人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②地域キャンパス化(分校化)、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。

3-(1) 「中山間地存立特定校」指定の基準について

- 募集定員40人でも単独で高校を存続させる道を残す。
- 県境に近い地域にある高校は原則指定し、地域と協働しながら存続させていく。
- 県境に近い地域にない高校は、地域が具体的な支援や存続する体制を整備する場合において、個別に指定を検討していく。

3-(2) 「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合の基準について

- 在籍生徒数が60人以下の状態が2年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から3年が経過、もしくは「中山間地存立特定校」の指定から3年が経過した時点以降の生徒数とする。

注1) 再編に関する基準等については、令和8年度を初年度として適用する。

注2) この基準の「在籍生徒数」は、学校基本調査に基づく5月1日現在の数とする。

注3) 「中山間地存立校」「中山間地存立特定校」「地域キャンパス」においては、ICTを活用した遠隔授業を積極的に行うことで、学びの質を保障していく。

「再編に関する基準等」の再検討原案における変更点等について

高校再編推進室

1 「都市部存立普通校」の基準について

- 募集定員の表記 ⇒ 現行通りとし変更しない
- 基準及び該当した場合の選択肢 ⇒ 現行通りとし変更しない
現在進行中の再編・整備計画【一次】【二次】【三次】との整合性を図るため

2 「都市部存立専門校」の基準について

- 募集定員の表記 ⇒ 現行通りとし変更しない
- 基準及び該当した場合の選択肢 ⇒ 現行通りとし変更しない
現在進行中の再編・整備計画【一次】【二次】【三次】との整合性を図るため

3 「中山間地存立校」の基準について

- 募集定員の表記 ⇒ 「120人以上が望ましい」を「80人以上とする」に変更
令和6年度、中山間地存立校22校中15校が80人募集であることから、実態に即した数値に変更
- 基準及び該当した場合の選択肢 ⇒ 現行通りとし変更しない
現在進行中の再編・整備計画【一次】【二次】【三次】との整合性を図るため

4 「中山間地存立特定校」の基準について

- 表題の変更 ⇒ 3-(1)として「指定」を追加し、3の基準に該当した場合の選択肢のうち③を指定するための基準であることを明記
- 表記の変更
「中山間地存立特定校」の定義を改めて整理
- 条件(イ)を削除
すべての中山間地存立校が(イ)の条件に該当すると判断できるため削除
- 条件を示す表記を変更
 - ・県境に近い地域にある高校(表1)は、原則指定し地域と協働しながら存続させていくことを明記
 - ・県境に近い地域にない高校については、地域の関り方について改めて整理し、一校一校個別に検討していくことを明記

5 「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合について

- 表題の変更 ⇒ 3-(2)として「の基準」を追加し、3の基準に該当した場合の選択肢のうち②③における基準であることを改めて明記

6 その他

- 「再編に関する基準等」を適用する期間及び対象校について冒頭に表記
本基準は、平成30年(2018年)に公表した「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」において、再編・整備完了(目標)を2030年3月としていることから、適用期間も同様とする。また、本基準は現在行っている再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外の高校に適用するものであることを改めて明記した。
- 第2期再編後の高校のあり方について、別途引き続き検討することを冒頭に表記
- 注3にICTを活用した遠隔授業に関する文言を追加
「県立高校の特色に関する方針」で示されている、中山間地校におけるICTを活用した遠隔授業について、教育の機会や学びの質を保障する観点からその導入を検討していく

表 1

「都市部存立校」と「中山間地存立校」について

※下線は再編・整備計画対象校
 網掛けは県境に近い地域にある高校

通学区	旧 12 通学区	都市部存立校		中山間地存立校
		都市部存立普通校	都市部存立専門校	
1	1			飯 山 下高井農林
	2	中野立志館 中野西 須坂東 須 坂	須坂創成	
	3	長野吉田 長 野 長野西 長野東	長野商業 長野工業	北 部
	4	長野南 篠ノ井 屋 代 屋代南	更級農業 松 代	坂 城
2	5	上 田 上田染谷丘 上田東	上田千曲	丸子修学館
	6	小 諸 岩村田 野沢北 野沢南	小諸商業 佐久平総合技術	蓼 科 軽井沢 小 海
3	7	諏訪清陵 諏訪二葉 下諏訪向陽 岡谷東 岡谷南	諏訪実業 岡谷工業	富士見 茅 野
	8	伊那北 伊那弥生ヶ丘 赤 穂	上伊那農業 駒ヶ根工業	辰 野 高 遠
	9	飯 田 飯田風越	飯田 OIDE 長姫 下伊那農業	松 川 阿 智 阿 南
4	10			蘇 南 木曾青峰
	11	塩尻志学館 田 川 松本県ヶ丘 松本美須ヶ丘 松本深志 松本蟻ヶ崎 豊 科	松本工業 南安曇農業 穂高商業	梓 川 明 科
	12			池田工業 天町岳陽 白 馬

注) 「都市部存立校」と「中山間地存立校」の考え方は、全日制高等学校を対象としており、多部制・単位制及び定時制高等学校は含まれていない。